

意見書

平成 25 年 6 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 25 年5月8日付けで公告された接続料規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

今回、平成 26 年度における NGN の中継局接続機能に係る接続料原価に、改正前の地域 IP 網の中継局接続機能に係る調整額を加えて算定することができるよう省令案に規定されていますが、本措置については、あくまで「地域 IP 網に係る機能と同様の接続が NGN においても引き続き利用できる」かつ「二つの機能を利用する接続事業者に実質的に変わりがない」という特殊な状況下においてのみ採られる例外的な措置と認識しています。

本来、接続料については、当該機能に係るコストのみを原価に算入し機能ごとに算定するものであり、当該機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではないことから、機能の廃止を理由にこのような措置が採られることが常態化しないようにすべきと考えます。

以上